

育児休業手当金の支給期間延長に係る見直しについて①

見直しのポイント

組合員が、育児休業に係る子が1歳(1歳2か月*1)又は1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等に入所の申込みを行っているが、当面入所できないこと*2を理由として育児休業手当金の支給期間延長を請求する場合の手続きの見直しが行われました。

*1 組合員の配偶者が、当該子が1歳に達する日以前に育児休業を取得している場合。

*2 いわゆる「待機状態」。保育所等への入所の申込みが1歳(1歳2か月)又は1歳6か月以前に行われており、1歳(1歳2か月)又は1歳6か月の時点で待機状態になっている必要があります。

<これまで>

待機状態について、市区町村の発行する入所保留通知書等により確認を行っていました。

<令和7年4月から>

これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要となります。

提出書類

子が1歳(1歳2か月)又は1歳6か月に達する日が令和7年4月1日以後である組合員が、待機状態を理由に育児休業手当金の支給期間の延長を請求する場合は、見直し後の支給期間延長要件を確認するため、以下の①～③を裁判所共済組合まで提出してください。

- ① 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ② 市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し
- ③ 市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知の写し(入所保留通知書、入所不承諾通知書等)

※①、②が新たに提出が必要となる書類です。

※②について、別紙がある場合は別紙も提出が必要です。入所申込が電子申請である場合は、申込内容を出力したもの又は申込画面の複写を提出してください。

既に申込書を提出されていて写しを保管していない場合は、市区町村に写しを請求してください。市区町村に写しを請求することが著しく困難である等の個別の事情がある方は、裁判所共済組合にお問い合わせください。

※令和7年4月1日時点で既に支給期間が延長されている場合は、次の支給期間の延長を請求する時点(1歳6か月)までは①～③の提出は不要です。

書類提出後の流れ

○見直し後の支給期間延長要件に該当すると認められた場合

延長が認められた期間(子が1歳(1歳2か月)から1歳6か月又は1歳6か月から2歳)育児休業手当金が支給されます。

※別途、請求書の提出が必要です(書式については裁判所共済組合までお問い合わせください。本部組合員については、書式を支給対象月の翌月頃に送付します。)

○見直し後の支給期間延長要件に該当すると認められなかった場合

支給期間の延長が認められない旨を裁判所共済組合からお知らせします。

育児休業手当金の支給期間延長に係る見直しについて②

見直し後の支給期間延長要件

以下(1)～(3)の要件を満たす場合に

「**保育所等の申込みが速やかな職場復帰のために行われたものである**」として、支給期間の延長が認められます。

- (1) 市区町村に対して、育児休業等の申出に係る子が1歳(1歳2か月)又は1歳6か月に達する日までに保育利用の申込みを行っていること。
※ ただし、保育を希望し、市区町村に対して、育児休業等の申出に係る子が1歳(1歳2か月)又は1歳6か月に達する日までに保育利用の申込みを行おうとしたものの、一定の理由により申込みができなかった場合を含みます。「一定の理由」とは、育児休業等の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合が該当し、単に申込みを失念していた場合や、市区町村への相談なく組合員の判断のみによって申込みを行わなかった場合はこれに該当しません。
- (2) (1)の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育を希望しているものであると認められること。
具体的には、次の①～③のいずれも満たす必要があります。
- ① 利用(入所)開始希望日を育児休業等の申出に係る子が1歳(1歳2か月)又は1歳6か月に達する日の翌日以前の日としていること。
※ ただし、子が1歳(1歳2か月)に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用(入所)開始希望日を育児休業等の申出に係る子が1歳(1歳2か月)に達する日の翌日から2か月後までの日としていること。
- ② 入所保留扱いとなることや育児休業等を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を、育児休業等の申出者が市区町村に対して行っていないこと。
※ 「入所保留扱いとなることや育児休業等を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業等からの職場復帰の意思がない」、「育児休業等の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当します。一方、「保育所等に入所できない場合は育児休業等の延長も許容できる」といった消極的に育児休業等の延長も可能な旨、すなわち、選考結果次第では育児休業等を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示はこれに該当しないものとします。
- ③ 利用(入所)希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。
※ この際、通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間とします。また、「合理的な理由」とは、以下の場合をいいます。
- a 利用(入所)希望の保育所等が次のいずれかを満たす場合
 - ・ 組合員又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合、
 - ・ 勤務先(配偶者の勤務先を含む。)からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合
 - b 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
 - c 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
 - d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
 - e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用(入所)を希望する場合
 - f 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合
- (3) 育児休業等の申出に係る子が1歳(1歳2か月)又は1歳6か月に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。
※ ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除きます。「やむを得ない理由」とは、申込みを行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当するものとします。